破産債権の特別調査期間

平成１９年（フ）第３９５号
長崎県佐世保市卸本町27番３号
破産者　千日電設株式会社
特別調査期間　平成22年６月28日から平成22年７月２日まで
平成22年５月14日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産管財人変更

平成２１年（フ）第７２号
静岡県下田市白浜182番地
破産者　土屋　寛治
破産管財人　星野　真二が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　山口　雅直
平成22年５月17日
静岡地方裁判所下田支部民事部

債権者集会招集

平成１７年（フ）第１２３３０号
大阪府堺市堺区緑町２丁99番地２、開始決定時の住所大阪市住之江区北島３丁目２番６号
破産者　西田　雅一
１　期日　平成22年７月21日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１１１号
大阪市浪速区湊町１丁目４番１号
破産者　株式会社日三家具
１　期日　平成22年６月25日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１１３号
大阪府柏原市国分本町７丁目８番26号
破産者　元木　武士
１　期日　平成22年６月25日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月19日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１８年（フ）第１３０号
山口県美祢市大嶺町奥分1666番地
破産者　榎山炭礦株式会社
異議申述期間　平成22年６月25日まで
平成22年５月19日　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１５６号
鹿児島県西之表市国上2760番地　教員住宅55―６
破産者　若林ケイ子
異議申述期間　平成22年７月６日まで
平成22年５月19日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０１６号
東京都目黒区青葉台３丁目６番28号
清算株式会社　株式会社３ｉ
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号
福島県郡山市中町11番２号、商業登記簿上の本店所在地福島県郡山市鶴見坦１丁目１番25号
再生債務者　鈴木忠株式会社
１　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月30日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月13日から平成22年８月20日まで
福島地方裁判所郡山支部

平成２２年（再）第２号
神戸市中央区波止場町５番４号
再生債務者　株式会社Ｋｉｓｓ－ＦＭ　ＫＯＢＥ
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年７月30日から平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（再）第３号
神戸市兵庫区本町１丁目３番19号
再生債務者　大豆油糧株式会社
１　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年８月６日から平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第１９号
名古屋市中区丸の内３丁目18番22号
再生債務者　株式会社セントラルホームズ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年５月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成１８年（再）第２号
北九州市八幡西区真名子２丁目３番35号
再生債務者　株式会社安部工務店
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の認可決定確定後３年経過
平成22年５月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２０年（再）第２号
北海道天塩郡幌延町三条南２丁目17番地
再生債務者　幌延砂利工業株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　北海道旭川市５条通12丁目1086番３　富川法律事務所　弁護士　富川　泰志
３　廃止の理由の要旨　本再生手続については、民事再生法194条に定める事由がある。
平成22年５月17日　旭川地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１３号
さいたま市北区吉野町１丁目373番地31
再生債務者　柴原　政博
１　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月７日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月21日から平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別252番地の12
再生債務者　石井　博治
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月８日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月22日から平成22年６月29日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（再イ）第１２号
栃木県那須郡那須町大字湯本243番地１
再生債務者　土屋　　孝
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月８日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月22日から平成22年６月30日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（再イ）第１８号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口2255番地の240
再生債務者　後藤　茂夫
１　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月８日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月22日から平成22年６月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部